

<報道発表資料>

令和4年2月15日

酸素ステーション（東部地域）の設置について

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染者のうち、入院が必要と判断された方に対して入院受入先が確定するまでの間、酸素投与を行う施設として「酸素ステーション」を、南部地域で運用しているところです。

現下の感染状況を踏まえ、県東部地域に新たに酸素ステーションを設置し、運用を開始することといたしました。

なお、当施設の対象者は、保健所と県入院調整本部で協議し決定いたしますので、この調整結果なしに自らお越しいただいてもご利用いただけません。

1 開設・運用開始日

令和4年2月16日（水）

2 設置場所

さいたま市緑区内（詳細は非公表）

3 設置規模

12床

4 施設の特徴

医師、看護師等と連携し、24時間体制で対応します。

(参考) 搬送の流れ

